

第2回川口市青少年問題協議会 議事概要

- 日時 平成29年11月21日（火）10時00分～11時30分
- 場所 議会棟3階 第3委員会室
- 出席委員（敬称略）
栗原会長、小野寺会長代理、若谷委員、芝崎委員、最上委員、中牟田委員、
田中委員、平田委員、菊地委員、林委員、森行委員、七五三野委員、
新木委員、
- 事務局 福田子ども部長 日高青少年対策室長 立花室長補佐
浅井主任 古明地主事補
- 次第 議事
（1）青少年問題協議会で扱うテーマについて
（2）報告書について
（3）その他
- 傍聴人 0人
- 会議資料 平成29年度第2回川口市青少年問題協議会資料
第1回青少年問題協議会委員発言内容に対する補足事項

1 開会

2 会長あいさつ

3 本会議について

- 〈 委員の半数以上の出席により、会議が成立する旨確認 〉
- 〈 会議録を作成、公開する旨確認 〉
- 〈 会議は公開であり、本日は傍聴者がいない旨確認 〉

4 議事

- 〈 会長が議長となり、事務局から議事進行役を交代 〉

【議長】

本会議の会議録を作成するため、会議録署名人を森行委員、菊地委員にお願いします。

- 〈 委員承認 〉

議題（1）青少年問題協議会で扱うテーマについて

【議長】

議題（1）川口市青少年問題協議会について事務局へ説明を求める。

- 〈 資料に基づき事務局から説明 〉

【議長】

質問や意見はあるか。

【委員】

アンケート結果のとおりだと思う。いじめ・不登校の問題は当事者しか分からない部分である。周りにいる人にとっては取り組みについて見えてこないため、アンケートの結果にでてきてしまっている。

【委員】

PTA 連合会にもいじめの相談が来ており、個人が特定できないように配慮した上で話し合いをしているが、その中でよく出る意見として、学校には学校相談支援員という気兼ねなく相談できるポジションの方がいるが、運用方法や生徒・保護者への対応が学校によって統一されていない状況がある。アンケート結果を考えると川口市はいじめ等の相談の場は充実しているが、ソフト的なものが認められていないと考えられるので、そのあたりに力を入れてみるのはどうか。

【議長】

青少年対策室の「いじめから子どもを守る委員会」には、学校相談支援員についてのそういった情報は入っているのか。または相談員等に対する研修などは実施しているのか。

【青少年対策室長】

学校相談支援員についての情報は青少年対策室には入っていない。学校に対しては先日、当委員会の委員長が全校長を前に講師としていじめについて講演を実施するなど、連携を図っている。

【委員】

テーマとしていじめを取り上げるのなら、部局の枠を超えて教育委員会や学校の先生も会議の場に入ってきた方がいい。問題解決には学校側の協力が不可欠である。

【委員】

学校側のいじめ対応については学校によっても異なると思うが、週1回いじめの会議や学校生活アンケートを月1回実施しており、ささいな問題でも早めに対応・指導し、問題を長引かせないような方針を取っている。いじめは子どもにとって一番心に打撃を与えるものなので、まずそこについて取り組んでいこうとしている。

また、いじめの定義は平成18年までの定義とそれ以降、また平成25年以降で変わっている。このような情報の周知も先生方にだけではなく、行政内では部局を越えて、地域では保護者や町会にも情報提供できる場があればよいと思う。

【委員】

情報提供できる場としては、学校によっては町会長や主任児童委員、警察等が出席し各学校で実施する地域連絡協議会というものがある。PTAが主催しており学期に1回程度実施している。現在は学校からの報告会のような形となっているが、そのような場で定期的に学校の困りごとなども諮っていけば、学校で起きていることや取り組みが保護者をはじめ地域の方にも伝わっていくのではないかな。

【委員】

仕事上でいじめの相談を受けることがある。最初は無料の相談場所に相談したが解決できず、有料相談である私のところに来るケースが多い。そういった際に感じることでいじめへの対応について、小学校・中学校問わず先生の中にも人間の心理の仕組みも知らず自己流で対処しようとしている方もいるということ。未然防止や早期発見のためには、先生方に技術等を伝えるロールプレイング形式の研修の場を設ける必要があると思う。

【委員】

いじめの対応は先生がその子にしっかり向き合うことが大切であると思う。いくら早期解決を目指すといっても、表面的に喧嘩両成敗で済ますのではなく、被害者側にも加害者側にも双方に向き合って話し合いながら解決を模索する必要があるが、それが不足している。また最近では先生が生徒をいじめる事例も多い。教育委員会ではなく、市長部局である子ども部が、チェック機関となるのもよいと考える。

【委員】

先生によっては相手の心理的な部分と関わることに苦手な方もいるが、担任の先生はどうしても問題に介入しなくてはいけないので、研修の場やチェック機関を設けるのもよいと思う。

【委員】

教員の研修について、市が主催するものをもっと実施していくべきだと考える。現在10年勤務職員は市で行っているが、初年次や5年次勤務職員に対しても研修を県に委託するのではなく、学校の先生のスキルアップには市が主導権を握るべきである。

【議長】

他市とのいじめや不登校等に関する相談機関の比較について事務局へ説明を求める。
〈 資料に基づき事務局から説明 〉

【委員】

さいたま市の心の健康センターはどこが所管しているのか。また、さいたま市の子ども総合センターができると、紹介されているものは統合されるのか。

【青少年対策室】

川口市の部局で当てはめると、健康増進部にあたるものと考えられる。また子ども総合センターはワンストップ総合窓口や、児童相談所・心の健康センター等の5機関連携を目的に設立するものである。

【議長】

説明を聞いても川口市の教育委員会を中心とした相談体制は不足をしているという印象はないが、一方で教育委員会内だけで話が進んでいて外には出てこないという課題もある。元々「いじめから子どもを守る委員会」は学校の相談が多いということを考えてつくられたのか。

【青少年対策室】

ある程度は想定していたが、運営する上で調査調整活動など学校との連携は非常に大切なものとなることを特に感じている。今後はより積極的な連携を図れるように先生たちを含めた研修会を企画したい。

先日も非行防止対策協議会において学校長に対していじめから子どもを守る委員会の会長がいじめ対応に関する講演をおこなったところ、各校長からも好評をいただき、お互いにニーズがあることを感じた。

【委員】

以前はこの青少年問題協議会は教育長が議長として会議を実施していたが、議題の性質上、教育委員会側を一方的に責めることになっていた。いじめの問題はケースによって様々であるので教育の関係者を呼ぶより、問題協議会に出てきた意見を市長部局からボトムアップで教育委員会へ大筋の意見を具申していくべきだと思う。

【委員】

子ども同士だけではなく、先生同士でのいじめの例もある。先生方は校長先生に従わざるを得ない状況があるが校長先生によって考え方が違うようで、苦勞されることもあるようだ。

【委員】

アンケート結果を見ると取り組みに対して不足していると考えられる割合が多いので、具体的な取り組みを我々が話し合い教育委員会へ提案していく方法はどうか。

例えば早期発見や未然防止という観点では、先生に直接相談する方法もあるが、学校に学校相談支援員が日中は必ずいるので周知をしていくことも方法の一つである。ちょうど今、いじめを描くドラマが放送されているが、相談を受ける側からすると、もっと相談しに来て欲しいと思っている。相談員と青少年対策室が情報共有できるようなシステムをつくっていくことでより機能するのではないか。

【会長】

このアンケート結果は学校側も知っているのか。また、結果を踏まえて子ども部から学校側に意見を訴えていくことはできるのか。

【子ども部】

まずは各部局でそれぞれが所管する仕事に関して受け止めているものであるが、子ども部として教育委員会へアンケートの結果を受けて意見を具申することは十分可能である。

昨年度に条例ができて、本年度から青少年対策室でいじめに対する相談を対応しているが、正直なところ皆さんと同じく教育委員会に対するもどかしさを感じているところである。本来いじめは教育委員会で対応すべきものであるが、様々な理由や課題があり上手く進まない。そういった中で今回の条例は、いじめを市民を含めた全市で取り組もうとするものである。事務部局としては市長部局である青少年対策室が所管するが、各学校にいじめ対応教員の設置など教育現場における責務も例示している。そのような形で従来の教育委員会では対応しきれなかった部分に市長部局から楔を打つことによって教育委員会との情報共有とともに、よりよい方法がないかの調査・研修が必要であると考えます。

以前に民間が実施した調査では、川口市のいじめに対する体制は整っている評価されていた。ただ市民意識調査ではこのような結果であるのならば、体制が整っていても機能していないということかもしれない。そのような部分を当協議会として教育委員会に具申していくことができればよい。そのために教育委員会の職員等を当協議会に呼ぶことも可能である。

【議長】

アンケート調査では、「未然防止」、「早期発見」が書いてあるが、「早期対応」についても含まれていると読み取れる。これら3つに対して不足しているというアンケート結果ではあるが、市民レベルや市長部局にとっては、問題に対応することより「未然防止」という分野が得意な領域であり、学校が地域にお願いしやすい部分であると思うので、問題に対する対応とは別の視点で何か意見はあるか。

【委員】

このアンケートをもとに青少年対策室がどのようなことができるのかを考えたときに、アンケートの回答者は18歳以上の大人の意見であり、子どもの意見が反映されていな

いように感じる。青少年対策室から子ども達の意識調査ができないか。意識調査を持ち駒として他部局に訴えていく資料にもなる。または、各学校で実施するいじめについてのアンケートについて、学校内で留めてしまうのではなく、教育部局から離れた青少年対策室で集約ができないか。

【委員】

いじめの未然防止・早期発見の方法はとても難しい問題。保護者として実際に体験した例であるが、不登校の生徒に対して、学校の先生方は忙しかったからか、不登校の生徒の学校と生徒の橋渡しを、仲がよい生徒や住んでいる場所が近くの生徒にさせて、学校は子どもに問題を丸投げしている状態だった。ただ、結果的には支えている周りの子どもも苦しさが大きくなってしまう。

【委員】

子どもを地域や社会が育て、みんなが見守ることが大切。以前、小学生が下校時にランドセルを一人の子に持たせていたのをたまたま見て声をかけたことがある。いじめの兆候のひとつとして考えられるが、こういったものは地域にいる色々な方々が見守ることで、学校では潜在しているいじめの未然防止や早期発見ができる可能性がある。学校関係だけでなくもっと地域が見守り、地域の声を吸い上げるような取り組みや新システムをつくることで未然防止や早期解決が図れるのではないかと思う。

【委員】

昔からいじめはあったが、最近のいじめは身体的なものより SNS 等を使った精神的なものが多く、実態が見えてこない部分がある。先生のにじめに対して無関心で踏み込んでいけない部分も問題だと思う。先生に言っても解決しないなら学校相談支援員の制度の充実というの必要かと思う。

【委員】

不登校については、学校から主任児童委員に対応をお願いされる場合がある。ただその場合の不登校はいじめが原因ではなく、家庭的な問題があると考えられるもので、いじめはないと学校は言う。最終的には先生方が心のケアをできるように変えていくことが大切であるし、また、保護司ではいじめや不登校の相談カードを独自に作って配ったことがあるが、そのような駆け込み寺的な役割を担える別のシステムも必要である。

【委員】

時代とともに学校に求められているものが変わってきている。子どもや保護者が求めるものが変わってきている中で、学校の先生もできることの中で一生懸命やっているのだと思う。学校の大変なところや困っていることが実際に分かれば対応も考えていけるので学校側の話も聞いてみたい。

【委員】

いじめの舞台の中心である学校のことを外野だけで話していても問題解決は難しいと思う。現場の苦勞している声をまず聞くことが大切だと考える。単に外野が意見交換したものを先生方にフィードバックしても効果は薄い。ただ、いじめについては、一度先生に相談したが親身になって聞いてくれず、警察に相談しに来るような案件もあり、警

察が仲裁役として間に入ることもある。

他の警察署の例では、小中学校が保護者を集めてその場で警察としていじめ等の現状の話をしたこともある。出欠状況を見ながら保護者との関わりをつくっていくことも可能である。

【委員】

未然防止という点では、子どもに対して「嫌なものは嫌」と言ってもいいということを教え、言ってもいい風土を全体でつくっていくことも大切だと考える。

【委員】

私もぜひ青少年問題協議会に学校の先生を呼んでお話を伺いたいと思う。また全保護者が学校で子どもに向かい合う機会というのは、入学式や運動会など限られている。そういった機会を利用して、先生達ができない分野に地域の人間が介入していくことも大切である。また保護者が学校に何か言いたいことや要望があるときには、1人で行くよりも町会長や主任児童員などと一緒に行くだけで心強さを感じると思う。

未然防止については子どもの中では悩んでいても、まだ大人が介入してよいか判断が難しい時期というのがある。そのような早い段階のお互いの気持ちや印象がまだでまっさらでしっかり向かい合える時に、各機関の紹介や具体的な話をするすることで、潜在化しているいじめに対して取り組むことができると思う。保護者も子どもとどう向き合うか考えていくことができると思う。確かに対応に不満を感じる先生もいるかもしれないが、良い先生もいる。相手のいいところを見て前向きに捉え、個人でできること、地域や団体だからできること、学校ができることの3本柱で同時に進めていけばまだ十分対応ができるのではないかと思う。

議題（2） 報告書についてについて

【議長】

議題（2） 報告書について事務局へ説明を求める。

〈 資料に基づき事務局から説明 〉

【委員】

学校の先生方も一生懸命やっており、先生もサポートを求めているのだと思う。ただ、教育委員会に対して横を見ながら包括的に改善を求めていくことはなかなか難しい状況のようだ。会議の場に教育の関係者を呼ぶという意見が出ているが、もう少し横断的に見て、青少年対策室がサポートできるようなことがあれば是非考えて実施していただきたい。また子ども達の本音を知り、サポートできる部分があればしたいのでアンケート等を実施し子どもの意見を吸い上げてもらいたい。

【委員】

南平地区の育成協議会では地域でクリスマス会をやっていて、昨年度から青少年対策室が間に入り青年リーダーや地元の中学校の生徒をボランティアとして参加して交流を図っている。その際に地域の私たちは、例えば市役所と学校のお互いの仲介役としての

役割が果していけると思う。また青少年対策室には他の地区の各学校にも足を運び、その学校の目標に合わせたアクションをかけて欲しい。ただホームページへの掲載や講演を実施するより、直接顔を合わせて訴えていけば効果が上がると思う。

【議長】

教育関係者として、皆さんへ情報提供をさせていただくと、平成32年に変わる教育課程の中では「社会に開かれた教育課程」というキーワードが用いられている。今後は組織も授業内容も社会に開かれることが求められる。そういった中で、地域の方々が連携して学校の中に入っていくと効果的なのではないかと考えられるので、教育関係者と話をする際はこのキーワードを上手く使って欲しい。

5 閉会

以上